

国立大学法人東京大学物性研究所と独立行政法人日本原子力研究開発機構との
JRR-3における中性子科学研究協力に関する覚書

国立大学法人東京大学物性研究所（以下「甲」という。）と独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「乙」という。）は、平成20年4月8日に締結された「国立大学法人東京大学と独立行政法人日本原子力研究開発機構との間における連携協力の推進に係る協定書」（以下「協定書」という。）第2条第2項に基づき、JRR-3における中性子科学研究に係る協力をより一層密接に連携して推進するために、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、乙が運営するJRR-3が提供する中性子ビームを用いた中性子科学研究の発展を目的として、互恵の精神に基づき、連携協力を推進するために必要な具体的な事項を定める。

（協力項目）

第2条 甲及び乙は、次の各号に定める項目について協力して実施する。

- (1) 実験装置の有効利用及び技術開発
- (2) 施設供用、大学共同利用等の外部利用の推進
- (3) 研究成果の発信
- (4) 将来計画の検討
- (5) 研究者の交流及び人材育成の促進
- (6) 共同プロジェクトの推進
- (7) 甲及び乙が合意したその他の協力項目

（協力の実施）

第3条 第2条に掲げる協力項目の実施に当たっては、あらかじめ甲及び乙が協議の上、甲及び乙の所定の手続にのっとり、具体的な条件等を定め、実施するものとする。

（JRR-3 中性子ビーム利用推進委員会の設置）

第4条 甲及び乙は、第2条の協力項目を円滑に推進するため、協定書第3条第2項に基づく分科会としてJRR-3 中性子ビーム利用推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の運営に関して必要な事項は、甲及び乙が協議の上、決定する。

（有効期間）

第5条 本覚書の有効期間は、締結日から協定書の終了日までとする。ただし、本覚書を終了する必要がある場合には、甲及び乙が協議の上、本覚書を終了することができるものとする。

（その他）

第6条 本覚書に定める事項に疑義が生じた場合、本覚書に定める事項以外に必要な事項が生じた場合、又は本覚書に改正の必要が生じた場合には、その都度、甲及び乙は協議して処理するものとする。

附 則

- 1 本覚書は、平成22年10月1日から実施する。
- 2 本覚書を証するため、本覚書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年9月30日

甲 千葉県柏市柏の葉5丁目1番5号 乙 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4

国立大学法人東京大学

物性研究所長 家 泰



独立行政法人日本原子力研究開発機構

産学連携推進部長 安濃田 良成

